

【別紙 2】

グループホーム アール・ド・ヴィーヴルやかた 利用料金表

単位：円

		要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本利用料(介護保険自己負担分 1 割)		769	773	809	833	850	867
基本利用料(介護保険自己負担分 2 割)		1,537	1,545	1,617	1,666	1,699	1,734
基本利用料(介護保険自己負担分 3 割)		2,305	2,317	2,425	2,499	2,548	2,601
食費	朝食	300	300	300	300	300	300
	昼食	500	500	500	500	500	500
	夕食	700	700	700	700	700	700
	計	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
家賃		2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100
水道光熱費		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
基本利用料(介護保険自己負担分 1 割) の場合							
合計	1 日分	5,369	5,373	5,409	5,433	5,450	5,467
	1 ヶ月(30 日)	161,070	161,190	162,270	162,990	163,500	164,010
基本利用料(介護保険自己負担分 2 割) の場合							
合計	1 日分	6,137	6,145	6,217	6,266	6,299	6,334
	1 ヶ月(30 日)	184,110	184,350	186,510	187,980	188,970	190,020
基本利用料(介護保険自己負担分 3 割) の場合							
合計	1 日分	6,905	6,917	7,025	7,099	7,148	7,201
	1 ヶ月(30 日)	207,150	207,510	210,750	212,970	214,440	216,030

- ※ 上記以外に入居日より 30 日間、初期加算が加算されます。(1 日：31 円 → 30 日：925 円)
- ※ 医療連携体制加算として 1 日当たり 40 円が別途加算されます。
- ※ 敷金として入居時 100,000 円をお預かりいたします。(敷金は、退去時に居室クリーニング代等を精算の上ご返却いたします。)
- ※ **サービス提供体制加算 (I) といたしまして 1 日当たり 23 円が別途加算されます。**
- ※ 満 65 才未満のご利用者様は、若年性認知症利用者受入加算として 1 日あたり 124 円が別途加算されます。
- ※ 認知症専門ケア加算 (I) として 1 日当たり 3 円が別途加算されます。
- ※ 1 月あたりのご利用料金 (食費、家賃、水道光熱費を除く基本利用料等) に、11.1% 相当の介護職員処遇改善加算 (I) が加わります。
- ※ **1 月あたりのご利用料金 (食費、家賃、水道光熱費を除く基本利用料等) に、3.1% の特定処遇改善加算が加わります。**
- ※ **科学的介護推進体制加算としまして、1 月につき 41 円が別途加算されます。**
- ※ 仙台市は地域区分が 6 級地に該当する為、1 単位当たりの単価が 10.27 円となります。
- ※ 当ホームをご退居された際、退居先の居宅で居宅サービス等をご利用するときに相談援助等を行った場合、1 回に限り退去時相談援助加算として 411 円が加算されます。
- ※ 病院または診療所に入院された場合、入院後 3 月以内に退院することが明らかである場合は、1 日 253 円が加算されます。(但し、1 月に 6 日を限度)
- ※ 口腔衛生管理体制加算が加算されます。(1 月につき 31 円)
- ※ 介護保険自己負担分、初期加算、医療連携体制加算、サービス提供体制強化加算、認知症専門ケア加算等は、**令和 3 年 4 月 1 日現在**の料金であり、介護報酬が改定された場合は、その都度変更となります。また、この料金は 1 割負担のものであり、2 割、3 割の方は異なります。

追加料金	利用希望者のみ	オムツ代	尿とりパット	一枚当たり	50
			フラットタイプ		70
			フラットタイプ (夜用)		80
			リハビリパンツタイプ S		200
			リハビリパンツタイプ M~L		230

※ その他の費用と致しまして、利用者の理髪、衣類等のクリーニングに要した費用は、実費精算とさせていただきます。

※平成 24 年 7 月 1 日制定
 ※平成 26 年 4 月 1 日改定
 ※平成 27 年 4 月 1 日改定

※平成 28 年 1 月 1 日改定
 ※平成 30 年 4 月 1 日改定
 ※平成 30 年 7 月 1 日改定

※令和元年 10 月 1 日改定
※令和 3 年 4 月 1 日改定